

# 児童手当支給対象の 皆さんへ

「児童手当制度改正(拡充)分の遡及手続き」・  
「引き続き第3子(多子)加算を受ける手続き」の  
申請は **3月31日(月)** まで!

令和6年10月分から、「所得制限の撤廃」、「高校生年代までの支給期間の延長」、「第3子以降の算定に含める対象の年齢を大学生年代まで拡大」など、児童手当制度が改正(拡充)となりました。申請がお済みでない方や新たに申請が必要な方は、以下の内容をご確認の上、**3月31日(月)**までに申請をお願いします。※申請方法など詳細は、子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご覧ください。



▲のびのび  
子育て帳

【問い合わせ】子育て支援課子ども家庭担当(☎282-1711 内線1183)

## 「児童手当制度改正(拡充)分の遡及手続き」

児童手当制度の改正(拡充)により手続きが必要となったが、まだ手続きがお済みでない方について、**3月31日(月)**までに申請した場合、**令和6年10月分にさかのぼって手当を支給します**。期限を過ぎてから申請した場合は、請求月の翌月分からの支給となります。

**申請に必要な書類**▼児童手当認定請求書、監護相当・生計費の負担についての確認書、児童手当額改定請求書 など ※対象により必要な書類が異なります。



## 「引き続き第3子(多子)加算を受ける手続き」

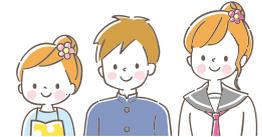
現在、高校3年生年代(平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ)を含む3人以上の児童を養育(日常生活上の世話や必要な保護を行い、生計費の相当部分を負担)している児童手当の受給者について、**高校3年生年代の児童を4月以降も引き続き養育していく場合、3月31日(月)までに申請することで、第3子(多子)加算を適用できることがあります**。

**申請に必要な書類**▼監護相当・生計費の負担についての確認書、児童手当額改定請求書

〈具体例〉

令和7年3月現在の児童手当支給額が合計5万円/月である(内訳は下表参照)。

子A(高3・18歳)	児童手当支給額1万円(第1子とカウント)
子B(中1・13歳)	児童手当支給額1万円(第2子とカウント)
子C(小4・10歳)	児童手当支給額3万円(第3子とカウント・多子加算適用)



令和7年4月以降、引き続き子Aを養育することになった。

※子Aが進学などで家を出たが生活費などを親が負担している場合は、「養育」に該当します。

3月31日(月)までに、「引き続き第3子(多子)加算を受ける手続き」を

行った

行わなかった

令和7年4月から子Aの22歳年度末まで、児童手当支給額は合計4万円/月となる(内訳は下表参照)。

子A (大学生年代・19歳)	児童手当支給なし・算定対象 (第1子とカウント)
子B (中2・14歳)	児童手当支給額1万円 (第2子とカウント)
子C (小5・11歳)	児童手当支給額3万円 (第3子とカウント・多子加算 適用)

令和7年4月以降の児童手当支給額は合計2万円/月となる(内訳は下表参照)。

子B (中2・14歳)	児童手当支給額1万円 (第1子とカウント)
子C (小5・11歳)	児童手当支給額1万円 (第2子とカウント)

※カウント対象である大学生年代の児童を養育しなくなった場合(就職して経済的にも家から独立した場合など)は、児童手当額が減額となるため、額改定届の提出をお願いします。過払いが発生した際は、手当額から調整するか、過払い分を返還していただくことがあります。